11 月定例月議会における議案に対する意見募集

No.3 民間プール施設を活用した水泳指導業務委託費(債務負担行為)

学校で水泳を学ぶ意義として命を守る安全教育としての役割があります。学校プール施設の老朽化への対応を踏まえ、全ての児童に水泳に係る学びの機会を保障し、持続可能な学校の水泳指導を実現していくため、民間プール施設を活用した水泳指導の可能性について検証しようとするものです。

今回の事業に対するご意見を募集します。

1. 内容

民間プール施設を活用した水泳指導に関する業務を委託する。

- ・学習指導要領の内容及び当該校の年間指導計画を踏まえた水泳指導
- ・当該校と水泳施設間の児童生徒の送迎に係るバスの運行及び点検
- ・施設・設備面に係る安全管理・安全対策、衛生管理
- ・水泳指導に係る事故防止
- ・水の事故予防に係る指導等の業務

実施方法

- ・2時限(90分+業間)を1回(バスでの送迎に要する時間を含む)。
- ・実技に係る時間は1回45分。
- ・各クラス3回ずつ実施。

令和6年度

・大矢知興譲小学校、橋北小学校、県小学校、水沢小学校、塩浜小学校、常磐 西小学校の全クラスへ規模を拡大

継続実施による成果と課題を検証し、学校数拡大に向けた実施時期や運営 方法を検証

令和7年度以降

令和6年度実施校に加えて、学校プール施設の築年数や民間施設へのアクセスを 踏まえ拡大していく。

2. 債務負担行為(追加)

限度額 24,948千円

期間 令和5年度から令和6年度まで